

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十一年

三四三十一日

日曜日

目次

告示

平成二十一年度予算の公表……………一

告示

山梨県山梨縣百十七号

平成二十一年二月定例県議会において議決を経た平成二十一年度山梨県一般会計予算
ほか十六件は、次のとおりである。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 櫻 谷 正 明

1 平成二十一年度山梨県一般会計予算

平成二十一年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,734,363千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」
による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経
費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事
項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。
(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額
は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金
額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に
係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の
間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県 税		87,876,013
	1 県 民 税	33,118,250
	2 事 業 税	18,407,450
	3 地 方 消 費 税	8,745,700
	4 不 動 産 取 得 税	2,216,200
	5 県 た ば こ 税	1,721,700
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,010,200
	7 自 動 車 取 得 税	1,841,350
	8 軽 油 引 取 税	6,165,300
	9 自 動 車 税	13,540,800
	10 鉱 区 税	463
11 固 定 資 産 税	388,000	

2 地方消費税清算金	12 狩 猟 税	52,500
	13 旧法による税	668,100
	1 地方消費税清算金	16,545,345
3 地方譲与税		7,300,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	5,538,000
	2 地方揮発油譲与税	1,476,000
	3 石油ガス譲与税	152,000
4 地方特例交付金	4 地方道路譲与税	134,000
		1,235,000
	1 地方特例交付金	635,000
	2 特別交付金	600,000
5 地方交付税		107,301,000
	1 地方交付税	107,301,000

6 交通 安全 対 策 金 特 別 交 全 付 策 金	1 交通 安全 対 策 金		375,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金			4,130,987
	1 負 担 金		4,130,987
8 使 用 料 及 び 手 数 料			9,077,437
	1 使 用 料		7,282,732
	2 手 数 料		1,794,705
9 国 庫 支 出 金			57,584,619
	1 国 庫 負 担 金		16,149,072
	2 国 庫 補 助 金		39,863,230
	3 国 庫 委 託 金		1,572,317
10 財 産 収 入			571,513
	1 財 産 運 用 収 入		352,653
	2 財 産 売 払 収 入		218,860

11 寄附金			
	1 寄附金		69,122
12 繰入金			
	1 特別会計繰入金		16,655,182
	2 基金繰入金		19,464,246
			36,119,428
13 繰越金			
	1 繰越金		1
14 諸収入			
			24,322,898
	1 延滞金、加算金及び等過料		268,762
	2 県預金及び貸付金等利息		63,539
	3 貸付金等償還金		19,251,542
	4 受託事業収入		797,569
	5 収益事業収入		3,265,551
6 利子割精算金収入		89,860	

	7 雑 入	586,075
15 県 債		
	1 県 債	94,226,000
歳 入 合 計		446,734,363

歳 出

款	項	金 額	
1 議 会 費	1 議 会 費	941,530	
	2 総 務 費		33,918,290
	1 総 務 管 理 費	11,957,803	
	2 企 画 費	10,779,533	
	3 徴 税 費	6,329,952	
	4 市 町 村 振 興 費	2,624,584	
	5 選 挙 費	641,589	

3 民 生 費	6 防 災 費	821,151
	7 統 計 調 查 費	446,684
	8 人 事 委 員 會 費	140,923
	9 監 查 委 員 費	176,071
	42,020,283	
	1 社 會 福 祉 費	32,005,363
	2 兒 童 福 祉 費	9,212,149
	3 生 活 保 護 費	691,912
	4 災 害 救 助 費	110,859
4 衛 生 費	14,645,374	
	1 公 衆 衛 生 費	3,975,365
	2 環 境 衛 生 費	3,171,836
	3 保 健 所 費	1,267,163
	4 醫 藥 費	6,231,010

5 労働費	1 労政費	197,958
	2 職業訓練費	1,178,443
	3 労働力対策費	2,373,264
	4 労働委員会費	101,379
6 農林水産業費		34,521,859
1 農業水産業費	2 畜産業費	1,307,665
	3 農地費	12,888,731
	4 林業費	15,158,396
	7 商工費	23,727,916
1 商工費	2 観光費	811,040
	8 土木費	75,024,236

	1	土木管理費	4,976,688
	2	道路橋りょう費	37,963,128
	3	河川砂防費	13,993,229
	4	都市計画費	12,575,794
	5	住宅費	5,515,397
9	警察費		22,827,070
	1	警察管理費	20,742,925
	2	警察活動費	2,084,145
10	教育費		93,150,423
	1	教育総務費	12,817,587
	2	小学校費	29,280,585
	3	中学校費	17,054,802
	4	高等学校費	18,515,361
	5	特別支援学校費	6,270,132

11 災 害 復 旧 費	6 社 会 教 育 費	2,613,436
	7 保 健 体 育 費	719,295
	8 大 学 費	1,866,579
	9 私 学 振 興 費	4,012,646
		2,249,464
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	270,514
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,978,950
		79,955,133
	1 公 債 費	79,955,133
12 公 債 費		79,955,133
		19,861,741
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	6,159
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	370
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	7,855
13 諸 支 出 金	4 公 事 共 業 基 金 積 立 等 備 立 金	54,553

	5 諸費	19,792,804
14 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出合計		446,734,363

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	青い鳥成人寮整備費	1,023,000	平成21年度	76,000
				平成22年度	845,000
				平成23年度	102,000
10 教育費	4 高等学校費	峡東地域総合制高校建設事業費	3,317,589	平成21年度	629,915
				平成22年度	2,646,214
				平成23年度	41,460

第3表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

<p>平成21年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成21年度公共事業用地の先行取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。</p>	<p>平成21年度から平成31年度まで</p>	<p>債務保証については、9,800,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額 契約締結額については、1,000,000千円以内</p>
<p>自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成22年度</p>	<p>9,587 千円</p>
<p>県議会議事堂改修工事の設計について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成22年度</p>	<p>21,385 千円</p>
<p>県民情報プラザ等解体工事について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成22年度</p>	<p>184,000 千円</p>
<p>平成21年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成21年度から平成40年度まで</p>	<p>682,523千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>平成21年度に株式会社日本政策金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に株式会社日本政策金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成21年度から平成67年度まで</p>	<p>借入元本37,273千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>